

## 6 特別支援学校における学校給食

### (1) 特別支援学校の教育の特性

特別支援学校での教育は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

特別支援学校の教育課程においては、自立活動が指導領域として特別に設けられている。

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導は、自立活動の指導を中心として行われるものであり、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置付けとなっている。

### (2) 特別支援学校における学校給食の位置付け

学校給食法における「学校給食」とは、学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食であり、この法律で義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう、と定義されている。このことから、特別支援学校の小学部及び中学部の学校給食の目的と目標は、小学校及び中学校と同じであるといえる。

特別支援学校の幼稚部と高等部については、「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に基づいて実施されている。この法律で学校給食は、特別支援学校における教育の特殊性にかんがみ、特別支援学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与することを目的としている。

また、この法律において、学校給食法で規定する学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を準用するとしている。

### (3) 特別支援学校における食事に関する指導

障害のある幼児児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要なことである。

また、障害のある幼児児童生徒にとって「食べること」とは、咀嚼や嚥下などの食べる機能を促すだけでなく、食事に関する基本動作やコミュニケーション能力、情緒面などの人間として調和的発達を促す重要な行為であると言える。

これらのことから、特別支援学校の食事に関する指導では、生命の維持や、健康状態の回復や保持、増進など、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための教育活動としてとらえ、指導を展開していく必要がある。

なお、食事に関する指導を自立活動の時間として設定することについて、特別支援学校においては、一人一人の児童生徒について詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要があることに留意することで、食事に関する指導を自立活動の時間の指導とし

て設定し、総授業時数に含めても差し支えないとされている。

#### (4) 自立活動の視点からの学校給食を活用した食に関する指導

自立活動の視点から食に関する指導を進めるに当たっては、自立活動の内容と食に関する指導の内容との関連を明確にしておくことが必要である。実際の指導に当たっては、以下の項目の中から必要なものを選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定し、指導を展開することが大切である。

##### ア 健康の保持

###### (7) 生活のリズムや生活習慣の形成

規則正しい食事時間の習慣化や、食事内容（種類・量）などの改善を図るとともに、偏食や異食、過食、多飲、反芻、嘔吐など食行動・食習慣に関する課題の改善に取り組む。

###### (イ) 病気の状態の理解と生活管理

自分の病気の状態及び病状の改善や進行の防止に必要な食事の内容について理解し、バランスのとれた食事の仕方を学習するとともに、自分の体によい食べ方をしようとする気持ちや態度を養う。

###### (ウ) 健康状態の維持・改善

食に関する指導を通じて、食生活と健康について理解するなど、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにする。

##### イ 心理的な安定

###### (7) 情緒の安定

食欲や食量は、その時々気分や感情など心理面の要因が関与する場合もあることから、学校給食等を通して食事時の情緒の安定を図るとともに、必要に応じて給食をとる環境を工夫する。

###### (イ) 障害による学習上又は生活場の困難を改善・克服する意欲

視覚障害や肢体不自由のある児童生徒にとって、給食の時間ははしやスプーンの使い方、食器の扱いなどの食事動作を身に付け、向上させることのできる場面であり、そのことが、楽しく食事ができることにも結び付くことから、生活上の困難を児童生徒が自ら改善することができたという成就感をもてるように留意する。

##### ウ 人間関係の形成

###### (7) 他者とのかかわりの基礎

障害が重度でかつ重複している児童生徒の場合、給食の時間は教師とじっくりかかわることのできる場面であることから、食事の援助をする教師の働き掛けを受け入れたり、呼び掛けにこたえたりするなど対人関係を広げるための基礎的な学習を重視する。

###### (イ) 集団への参加の基礎

学校給食等の場面は、教師や仲間とのやりとりが生まれる状況であることから、教師や仲間を意識して視線を合わせたり、話をしたりできるようにする。また、給食の時間の配膳や下膳などの活動を通して、自分の役割を果たすことができるように基本的な行動の仕方を指導する。

## エ 環境の把握

### (7) 保有する感覚の活用

学校給食を通して、様々な食べものを食すことによって味覚や嗅覚等を刺激し、味覚、嗅覚等の感覚機能の発達を促す。

### (4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

食材の属性や色、形、大きさ、固さ、量、味など、学校給食等を通して、日常生活に必要な認知や行動の手掛かりとなる概念の形成を図る。

## オ 身体の動き

### (7) 姿勢と運動・動作の基本的技能

学校給食を通して、咀嚼・嚥下等の食べる機能を高めるとともに、食事をとる際の姿勢保持や外界にある物に手を伸ばす、物をつかむ、つかんだ物を口に運ぶなどの上肢(手指)の運動・動作の改善及び習得を図るなど、日常生活の基本となる身体の動きを促進する。

### (4) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

給食の時間は、毎日設定されており、実際に食事をする場面であることから、児童生徒個々の実態に応じて、使用するスプーンやフォークの柄の部分を持ちやすいように太くする、ベルトを取り付ける、食器を固定する台を用いる、食器の形状や色、素材を変える、姿勢を保持するための特別に制作した椅子を用いるなど、様々な補助用具や自助具を活用して、食事動作の改善を図る。

### (4) 日常生活に必要な基本動作

学校給食を通して、安定した座位を確保しながら、上肢を十分に動かせるようにし、食事動作の改善、習得を図る。また、運動・動作に応じて、主体的に日常生活をしていく上で必要とされる基本動作を身に付けるようにする。

## カ コミュニケーションの基礎的能力

学校給食は、食事を介して教師や仲間と楽しく交流することができる場面であることから、個々の児童生徒のコミュニケーション能力の実態に即して表情や身振り、絵や写真、言葉などを通して、教師や仲間と意思のやりとりができるようにする。

## (5) 学校給食における窒息事故の防止

給食の時間中に、幼児児童生徒が誤嚥し喉に詰まらせる事故や窒息事故が起きている。

事故を受けて安全確保の徹底のため、「障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について」(平成24年文部科学省通知)、「学校給食における窒息事故の防止について」(平成25年文部科学省通知)が出されている。

通知による留意点は以下のとおりである。

ア 食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを改めて認識し、特に嚥下障害等食べる機能に障害のある幼児児童生徒の指導に当たっては、医師その他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態(ペースト食、刻み食、普通食等)や摂食指導の方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行うこと。調理及び指導はこれに基づくとともに、食べる機能に障害のある幼児児童生徒の指導に豊富な経験を有する教職員を含む複数の教職員で指導する等により安全確保を徹底すること。

さらに、万一の事故への対応については、あらかじめ医師その他の専門家の指導・助言を

受け、教職員間で確認し共有することが望まれること。

イ 幼児児童生徒が安全に食べることができるよう、特に以下の点に留意すること。

(7) 個々の幼児児童生徒が安全に食べることができるよう大きさ、固さ、とろみ、食材の選定等に留意し、食べやすい(誤嚥しにくい)献立と調理とすること。また、個々の幼児児童生徒の食べる機能に応じて、一日の量や食事援助の仕方を工夫すること。

(イ) 個々の幼児児童生徒の障害の状態に応じて、食べやすい(誤嚥しにくい)姿勢が保持されるようにすること。

(ウ) 食事前、食事中及び食事後の幼児児童生徒の様子を観察し、適切かつ安全な指導を行うよう留意すること。

ウ 「学校給食実施基準の施行について」(平成21年文部科学省通知)、「食に関する指導の手引―第1次改訂版―」を参考にするなど、給食等の指導はもとより、寄宿舎における食事等についても、誤嚥の防止その他の安全確保を徹底すること。

## 7 高等学校における学校給食

### (1) 高等学校における学校給食の位置付け

高等学校については、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づいて実施されている。この法律で夜間学校給食とは、夜間において授業を行う課程を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対して実施される給食をいい、勤労青少年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資し、併せて国民の食生活の改善に寄与することを目的としている。

また、この法律において、学校給食法で規定する学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を準用するとしている。

### (2) 学校給食の教育課程における位置付け

高等学校における学校給食について、現在主として定時制の課程において行われているが、その教育課程上の位置付けとしては、学校の指導の方針、施設・設備、生徒の実態などに応じて異なっているので、それぞれの学校の実態に即した教育活動として行われている。生徒の自発的な活動を醸成する機会として役立つことを含めて、ホームルーム活動、学校行事などの特別活動の一環として、そのいずれかの指導計画の中で実施されている場合もある。

いずれの場合であっても、食事に対する理解や望ましい食習慣を育成することに役立つばかりでなく、健康についての指導や、食事に対する自己管理の能力を育成するための重要な機会であるため、高等学校学習指導要領においては、特に、特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこととしている。

生徒たちが心を開き、明るい雰囲気の中で、望ましい食習慣と豊かな人間関係を育成するように配慮することが大切である。

なお、学校給食を実施していない学校においては、ホームルーム活動の健康・安全に関する指導の中で、食に関する望ましい習慣の形成について、指導の充実を図ることが大切であることは言うまでもない。